

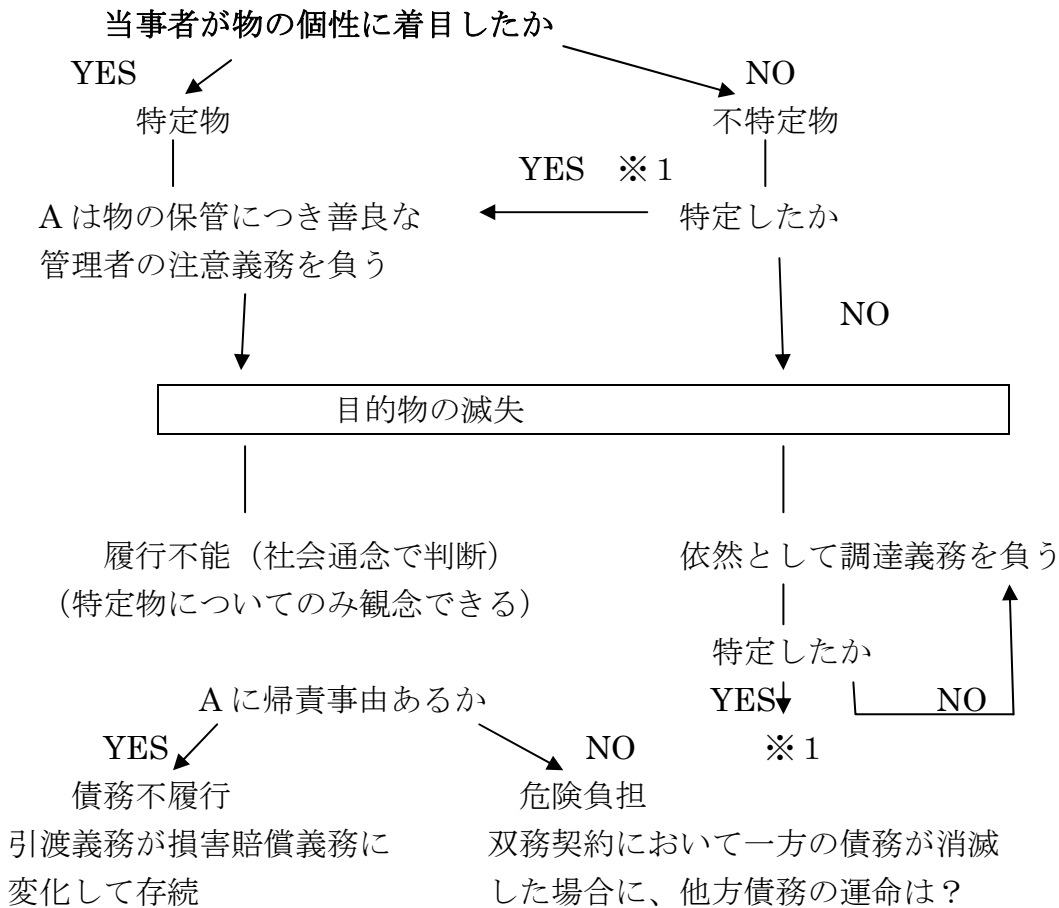
# 直前予想講座 民法 3 回目

## テーマ① 債権の目的と種類

特定債権と不特定債権

売買

売主 A ————— 買主 B  
引渡義務 代金支払義務



### 特定物債権の効力

#### ・債務者の現状引渡義務

債務者は履行期の現状で引き渡すことを要し、かつ、それで足りる（瑕疵があっても、その物を現状で引き渡せば、引渡義務は消滅する）。

#### ・原則として所有権は契約成立時に移転する。

#### ・債務者は、引渡まで目的物の保管について善管注意義務を負う（粗末に扱わないでね）

#### ・危険負担の債権者主義

### 取立債務

ex 甲は A 商品（不特定物）を乙に売却。甲の債務は取立債務。その後、甲は分離・準備したうえで乙に通知。ところが、乙は自分の都合で取りに行かなかった。その後隣人の失火で A 商品は消失した。

本件では特定が生じているので、甲の引渡義務は履行不能となり消滅。そしてそれは甲に帰責事

由はないので、危険負担の問題となる。本件では乙に受領遅滞が成立しているので危険は乙に移転。乙の代金支払債務は存続。

もし、特定していなければ？ 乙は甲の過失の有無を問わず代物請求が可能。

## テーマ② 受領遅滞

売買

甲売主 ————— 乙買主  
引渡義務  $\alpha$  代金支払義務  $\beta$

甲 代金支払請求  $\Rightarrow$  拒む (533) 適法

甲 弁済の提供  $\Rightarrow$  ③533 消滅  
(ex 目的物を持参)

### ①甲は不履行の責任を免れる

甲が弁済の提供をしても乙が受領してくれなければ  $\alpha$  は消滅しない。しかし、甲としてはなすべきことをした以上、 $\alpha$  について不履行の責任を免れるとするのが公平。

乙 受領を拒絶  $\Rightarrow$  ⑥危険の移転

甲は仕方がないので、商品を保管

### ⑦増加費用発生 ⑤400 条が軽減

その後、隣人の過失で商品が焼失 or 腐食した。

本件で甲の弁済の提供で商品は特定している。商品の焼失については甲に重過失すら認められないので、債務者の責めに帰すべからざる履行不能として危険負担の問題となる。危険は乙に移転しているため、乙の代金債務は存続する。

一方、腐食の場合は、甲に故意・重過失が認められれば、乙は甲に 400 条違反で損害賠償を請求できる (債務不履行)。

## テーマ③ 責任財産の保全

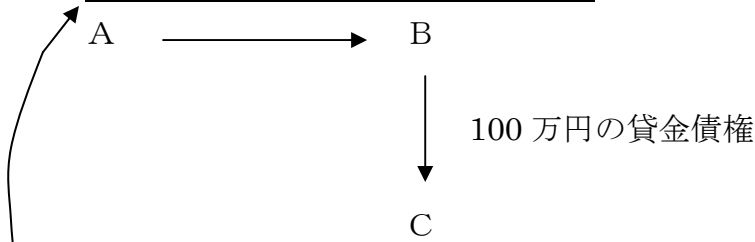
**強制執行の準備 VS 債務者の財産管理の自由**

債権者代位権の要件

(1) 被保全債権の保全のために必要なこと

① 被保全債権が原則として金銭債権であること

100万円の貸金債権（被保全債権）



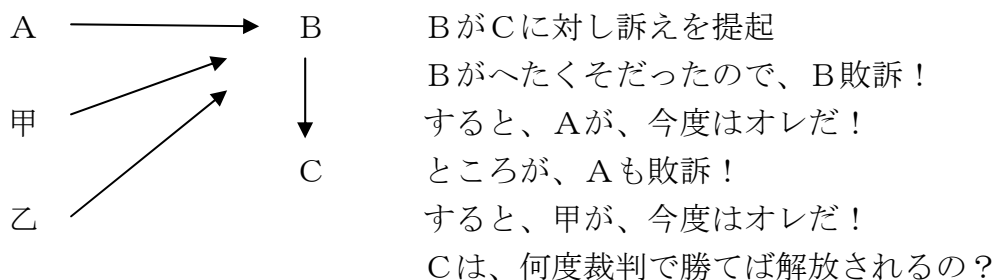
強制執行の準備をしたい人って誰？ お金が欲しい人  
強制執行によって、何が得られるの？ お金  
お金が欲しい人って誰？ 金銭債権者

② 債務者が原則として無資力であること

もし、Bに他に土地があるなら、それを直ちに差し押さえて、強制執行すれば良いじゃない！ わざわざ、代位行使を認める必要はないでしょ。

(2) 債務者が債権を行使していないこと

例えば、債務者Bが、第三債務者Cに対して100万円の債権の代物弁済として、10万円の時計を受け取ったとか（債権者取消権の可能性はある）、Bが自ら訴訟をしたが不適當な方法でやったため敗訴したとかような場合でも、Aは代位行使できない。



(3) 被保全債権が原則として弁済期にあること

① 原則



弁済期にあること

Aさん？何しているの？

強制執行の準備だよ！

まだ弁済期前だよ。Bは約束を破ったわけではないよ！

Bはルールを守るようなヤツではないからさ

それでは、どうしてお金を貸したの？

Bのようなずぼらなヤツにお金を貸せば、強制執行できるからさ

ものの本質！

強制執行というものは、ルールを守ってくれると信じていたけど、ルールを破ったので、仕方なく行うもの

## ② 例外

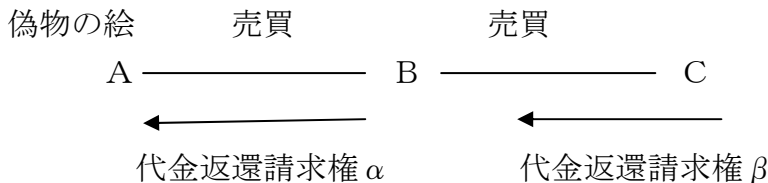
(a) 裁判上の代位 (裁判所の許可を得て)

(b) 保存行為 ex 時効中断 現状の維持、この類のものは、だいたい自由にできる、そう思っ  
てよ！ 参照：共有、保存行為は単独！

## 4 代位の客体

財産権であれば良い、くらいの感じ

ところで、以下の判例は判断できたほうが良い (最判昭 40.6.4)



Cは、 $\beta$ を被保全債権として、BのAに対する $\alpha$ を代位行使したい！この前提として、A B間の  
売買の錯誤無効を主張する必要がある。

錯誤無効の主張は、原則、表意者のみ！しかし、表意者が錯誤を認めているのなら、たとえ無  
効主張の意思がなくても、Cにおいて、債権を保全する必要があるなら、第三者Cの錯誤無効の主  
張を認めても良いではないか。

## 5 行使の方法・範囲

### (1) 行使の方法

#### ① 裁判上の請求

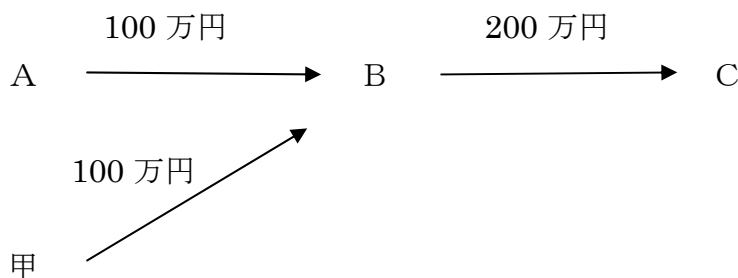
訴えでなければならぬとされているものは、皆さんの受験においては二つあると思っ  
てください。

債権者取消権・婚姻の取消し

だからそれ以外は、裁判上であろうと裁判外であろうとOK！

### (2) 代位行使の範囲

#### ① 可分な場合 被保全債権の範囲に限られる



### (4) 代位債権者の請求内容

重要事項！ 債権者取消権で学習しましょう！

原則：債権者は債務者に引き渡せと請求

例外：直接自己(債権者)に引き渡せと請求

不動産の登記

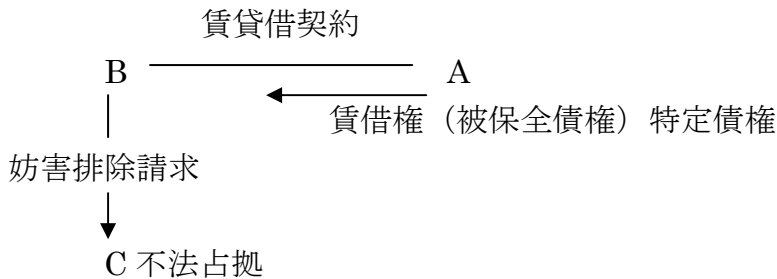
債務者名義に移転すべきことを、請求し売るにとどまる。  
(債務者の受領というものは観念できない)

## 6 代位権行使の効果

法律上、優先弁済権が認められているわけではない！このことをしっかり確認！

## 7 転用

### (1) 妨害排除請求権の代位行使



特定債権 金銭債権以外

お金をもらって満足する人は？ 金銭債権者

強制執行によって得られるものは？ お金

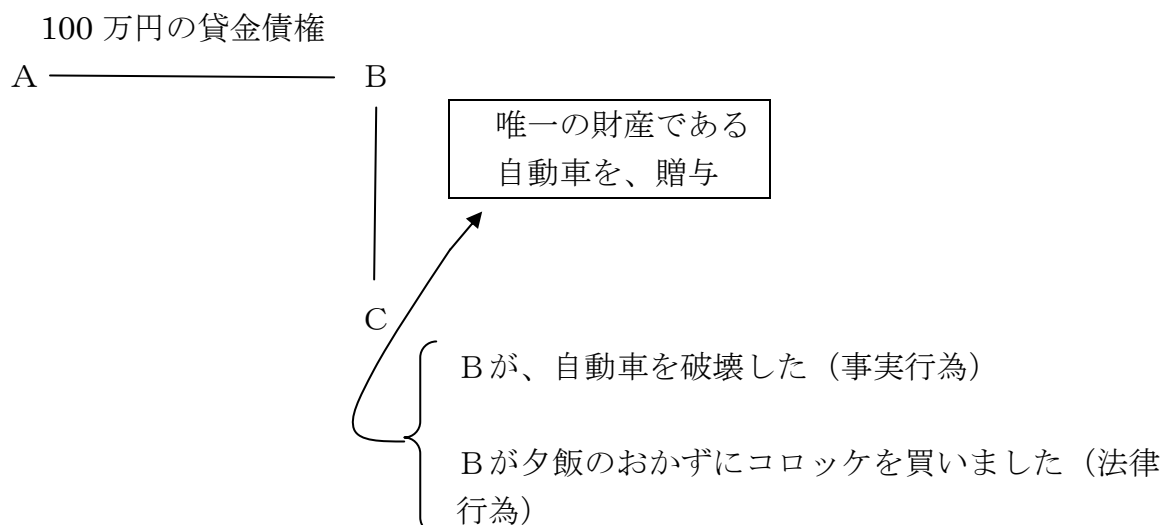
反対にします！ Aが賃借権を被保全債権としてBのCに対する妨害排除請求権を代位行使！  
Bには資力がありますから、他の財産に直接強制執行してください！

アレ？ 私は強制執行などしたいわけではないのですが、Cを追い出したいだけです！

責任財産の保全②：債権者取消権

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知りてなしたる法律行為の取消しを裁判所に求めることができる。

「～の法律行為を取り消す。」という判決を求める訴え



## 2 要件

### (1) 被保全債権の存在

#### ① 金銭債権であることが必要

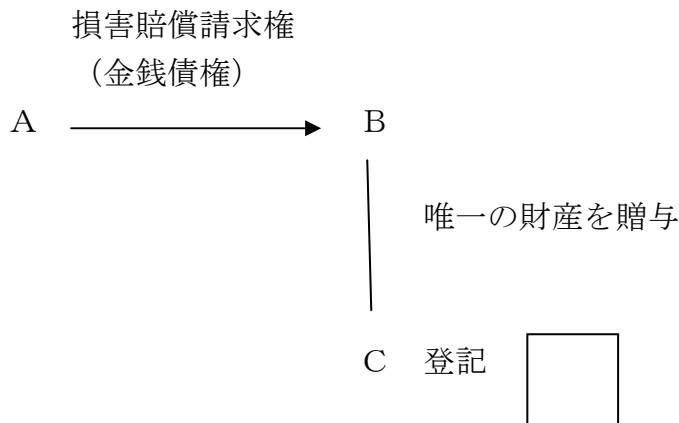
※「履行期にあることは必要ではない」

代位権の場合は履行期にあることが要件でした。約束を守ってくれないから強制執行の準備をするわけね。

しかし、取消権の場合は、財産が出て行ってしまう！ 緊急性が高いのです。

※ 特定債権保全のための債権者取消権行使の可否

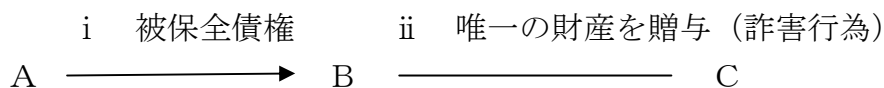
この事例は、Bを基点とした二重譲渡です。なので、Cが登記を備えた時点で、BのAに対する引渡義務は履行不能、Bに帰責事由が認められると考えるので、かかる義務は損害賠償義務に変化して存続



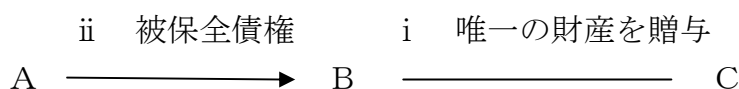
AはBのCに対する贈与を取り消すことができる。ここで、注意して頂きたいことがあります。BC間の贈与が取り消されれば、土地はBに戻る。そこでAが引き渡し請求！ これは認められません！ 177条の趣旨に反する。登記を備えれば勝てる！ ところが、登記を備えても負ける、でしょう？

Bに土地が戻った。Aはかかる土地を差し押さえて強制執行、強制執行によって代金が支払われました。はい！みんなで仲良く債権者平等の原則。 え～、優先弁済は？ だったら初めから抵当権を設定しなさいよ！

#### ② 被保全債権が詐害行為の前に成立していること



ii の法律行為 (詐害行為) は債権者 (A) を害しているよね



ii の法律行為は債権者を害していないでしょう？ AがBにお金を貸す前にBはCに贈与しているのだから、債権者を害する法律行為は観念できない。Bの法律行為の時点で、債権者いる？ いないでしょ

(2) 詐害の事実の存在

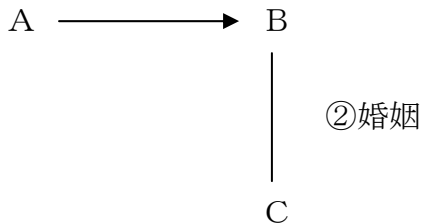
① 「法律行為」であること

(a) 典型例を確認してね。贈与。

(b) 身分行為

原則：取消権の対象とはならない

①貸金債権



「なんだって！ Bがギャンブル好きのCと婚姻するって？ 大変だ！ Bの財産、なくなっちゃうよ！」

AとしてはBCの婚姻を取消したくなるでしょう？

しかし、婚姻（身分行為）は、当事者の真意に委ねるべき！

例外：離婚に伴う財産分与も不相当に過大であり、財産分与に仮託してなされたと認められる特段の事情がある場合には、取消権の対象となる（最判昭 58.12.19）

B 「離婚しようや！」

C 「そんな、私のことが嫌いになったの？」

B 「離婚して、おまえに財産を全部贈与すれば、ヤツ（A）から逃れられる。そうしたら、また婚姻すればいいじゃないか。」

C 「もう、あなたったら」

② 「債権者を害する」法律行為であること

$$\text{無資力} = \text{債務超過} \left\{ \begin{array}{l} \text{消極財産} > \text{積極財産} \\ \text{ex 借金} \quad \quad \quad \text{ex 土地等} \end{array} \right\}$$

なので、唯一の財産を贈与すれば必ず債務超過となる

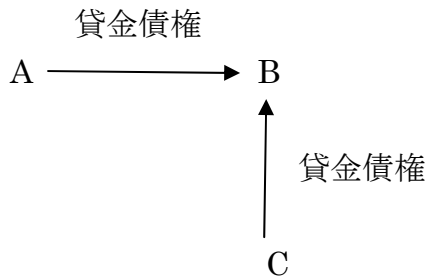
詐害行為時と取消権行使時（第2審の口頭弁論終結時）の双方の時点で必要！

取消権は、債務者の財産管理に対する、介入の度合いが大きい！

(3) 詐害意思の存在

(4) 詐害性が問題となる事例

① 一部の債権者に対する弁済 原則：詐害行為にならない



A 「Bさん？ Cに弁済しておきながら、僕には弁済してくれない！ひどいよ！」

B 「だってCさんが、弁済を迫ってくるから、仕方がないじゃない！私の義務なのだから！」  
債権の回収に勤勉でなかった、Aが悪い！

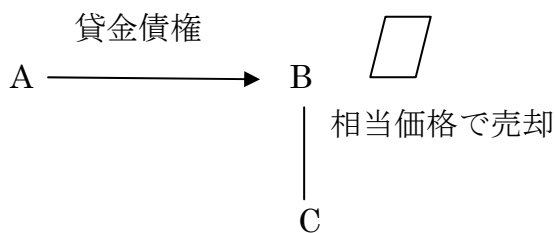
② 一部の債権者への代物弁済 原則：詐害行為となる

BはCからの代物弁済の要求を、断れるわけでしょう？

③ 一部の債権者への担保権の設定 原則：詐害行為となる

BはCからの担保権設定の要求を、断られるでしょう？

④ 不動産の相当価格での売却 原則：詐害行為となる



1000万円の土地が現金に変わる！ 一晩で飲める！ Aはとても不安でしょう

3 行使の方法・範囲

(1) 行使方法

① 訴えのみ！ 参照：婚姻の取消し

4 効果

(1) 被告

債務者ではない！ 出て行ったものを取り戻すわけだから！

(3) 効果の帰属 債権者代位権と同様

原則：債権者は債務者に引き渡せと請求

例外：直接自己(債権者)に引き渡せと請求

不動産の登記

債務者名義に移転すべきことを、請求しうるにとどまる。

(債務者の受領というものは観念できない)